

保育事業における 当社の取り組みについて

2017年10月6日

やさしさを、私たちの強さにしたい。



目次

1 . 会社概要	P . 2
2 . 企業主導型保育事業の取組み	P . 8
3 . 認可保育所・小規模保育事業の取組み	P . 1 3

1 . 会社概要	• • • • P . 2
2 . 企業主導型保育事業の取組み	• • • • P . 8
3 . 認可保育所・小規模保育事業の取組み	• • • • P . 1 3

会社概要

商号	株式会社ニチイ学館
本社所在地	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
設立年月日	1973年8月
資本金	119億3,300万円（2017年3月末現在）
売上高（連結）	2,766億円（2017年3月期実績）
主要事業	保育事業 医療関連事業 介護・ヘルスケア事業 教育事業
営業所	本社（東京）、4支社、50支店

会社概要



おもいっきり。

ニチイの保育サービスのテーマは、

おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。

日々の遊びや学びの中で、心と身体の成長を促し、

創造力や自己表現力を引き出し、視野を広げ、

「やさしく、つよく生き抜く力」を育みます。



会社概要（保育理念）



すくすく 育つ

● 健全な心と健康な身体

心と身体の発達の面で生活の基本を学びます。
徳育・食育・体育を通して心と身体の両面の成長を促します。
基本的な社会のルールやマナーを、集団生活の中で学びます。



わくわく 遊ぶ

● 積極的に学ぶ好奇心

遊びから始まるさまざまなアクティビティを通して、学ぶ好奇心を養成します。
読み・かず・英語・科学などの学習を通して学ぶ楽しさと達成する喜びを学びます。

● 豊かな創造力と自己表現力

アートや音楽、遊びを通して感性を磨き、創造力と自己表現力を高めます。



いきいき 過ごす

● 自ら考え行動する自発力

友だちや周囲との関わりを通して、自と他の存在を知り、自ら考え、行動することを学びます。

● 地域で育む思いやりと広い視野

地域社会との交流を通して、協調性を身につけ、周りの人の気持ちを理解しいたわること学びます。

会社概要（保育の特徴）

保育の特色：COCO塾による英語教育の実施



「就学前から英語に触れる機会がほしい」という保護者からの英語教育ニーズが高まっております。そこで、「ニチイキッズ」とニチイの語学スクール「COCO塾」を連携させ、保育所における英語レッスンを導入しました。



COCO塾インストラクターによる
レッスンの実施

ニチイオリジナルの
年齢別英会話レッスン

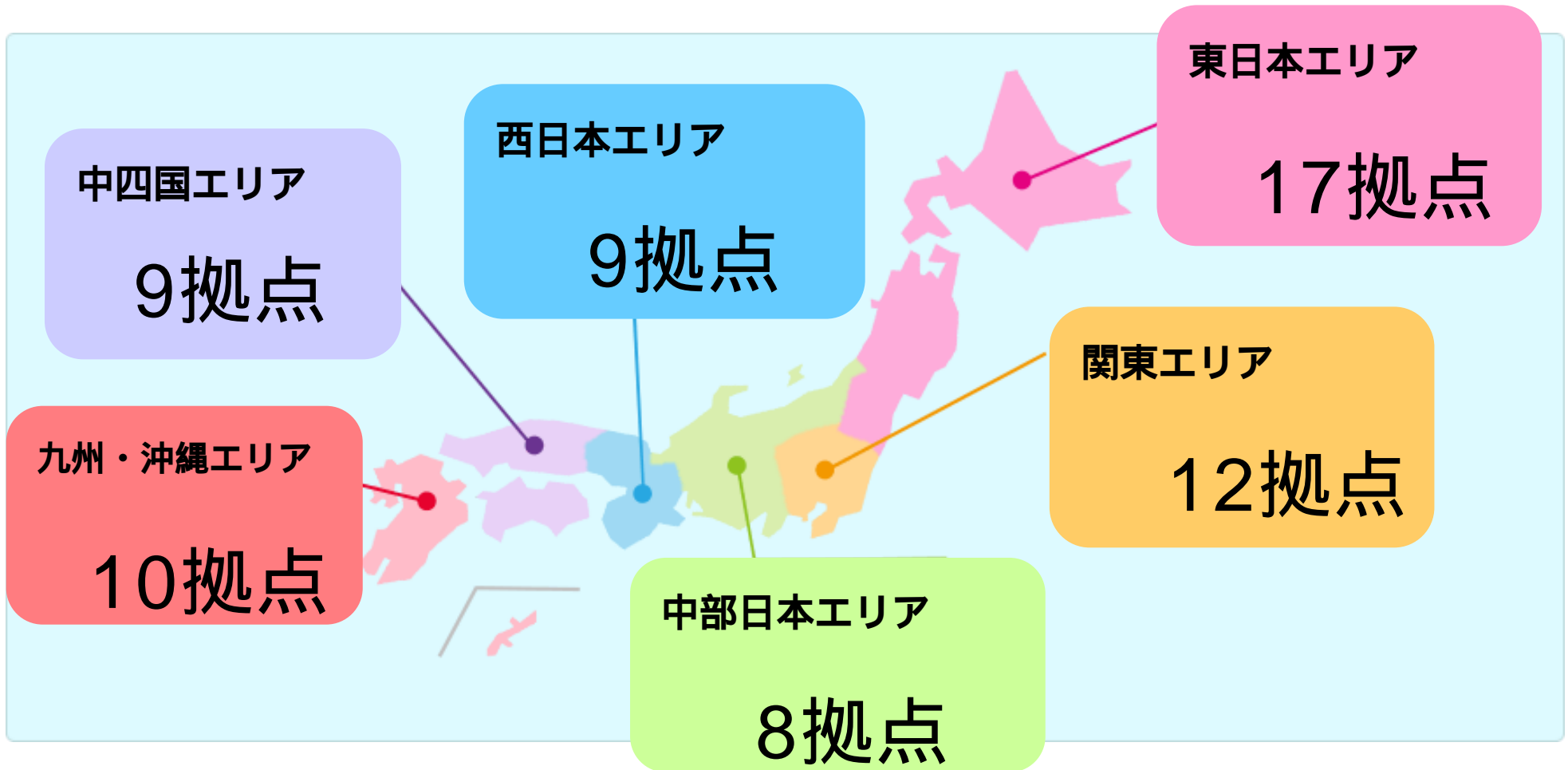
歌・遊び・ゲームを取り入れた
自然と英語に親しめるプログラム

別途料金なし

1 . 会社概要	P . 2
2 . 企業主導型保育事業の取組み	P . 8
3 . 認可保育所・小規模保育事業の取組み	P . 1 3

企業主導型保育事業の取組み（全国MAP）

全国で65保育所の運営（開所予定含む）



2017年10月1日現在

企業主導型保育事業の取組み

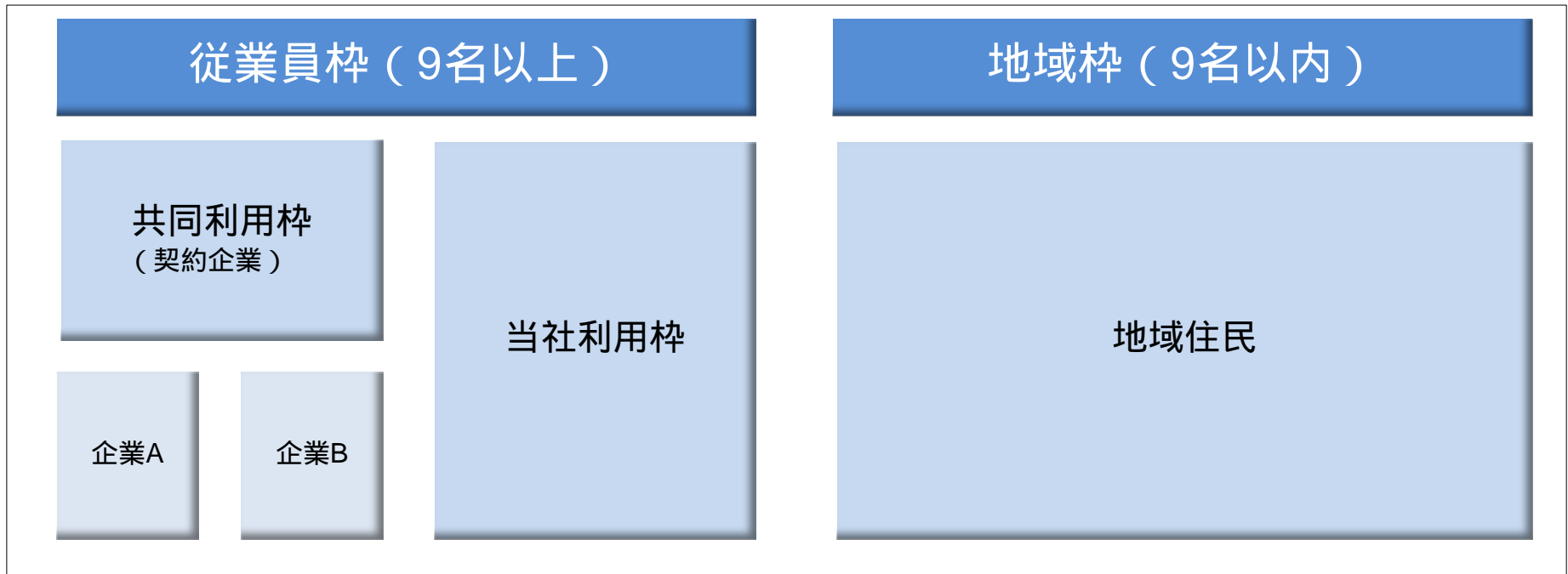


【原則】

定員18名 0～2歳児 各6名ずつ

月曜日～土曜日 週6日

8時～19時 11時間開所



現在の制度に関する問題点について

地域枠に関連する市町村事業計画の受け皿算定において企業主導型保育事業は組み込まれておりません

各市区町村において作成している市町村事業計画において、「市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等」は、受け皿である確保方策に含めることができるとされております。しかし、企業主導型保育事業は市町村・都道府県が運営費等の支援を行っておらず、市町村事業計画の中に組み込まれていない制度となっております。

企業主導型保育事業は働き方改革だけでなく、認可保育所・小規模保育所と同じく、待機児童解消も目的として実施されている施策となります。また、内閣府及び公益財団法人児童育成協会が定めた基準に基づき運営していることから、地域枠部分については確保方策への記載することが望ましいと考えております。

従業員枠の利用促進を図るうえで、法人との契約締結が障壁となっております

利用を希望される方は多数いらっしゃいますが、従業員枠としての利用にあたっては、利用者の勤務先法人との契約が条件となっております。その為、利用に向けて勤務先法人にご案内を行って参りますが、先方内での契約書締結に向けた各種手続きが必要となるため、実際に利用できるまで相当の時間を要しております。

現行の規定では利用者の勤務先法人との契約が条件とされておりますが、保育所申込みの際に就労証明書の提出を求め、企業主導型保育事業の対象法人である確認を取ることで代用可能と考えております。

運営費算定基準における日割計算方法が、保育日数軸による基準のみとなっております

「月15日程度以下の利用」が定型的な利用のない児童と定められており、運営費においても日割計算が行われる対象となっております。認可保育所等の利用においては、保育標準時間認定及び保育短時間認定と時間による区分に分けられており、認可保育所等との利用基準と異なる基準となっております。

企業主導型保育所の利用者拡大を図るうえでは、多様な就労形態・就労時間に対応するためにも、定型的な利用のない児童に関する定義を「月15日程度以下の利用とする基準」と合わせて「利用時間に応じた基準」の併設を検討いただきたいと思います。

現在の制度に関する問題点について

認可外保育施設であることによる自治体の関与に強弱があります

企業主導型保育事業の要綱により、認可保育所とほぼ同等の施設基準・運営基準で保育所運営をしております。それに対して、自治体における取り扱いについては自治体の裁量に任されており、「待機児童の保護者に対して積極的に告知頂ける自治体」「保護者告知には一切関与しない自治体」等、取り扱いは様々となっております。

企業主導型保育事業も一定の基準を満たしている保育所であり、待機児童のカウントにおいても企業主導型保育事業を利用している児童は待機児童のカウントから除外してよいこととなっております。その為、自治体においても積極的な告知や利用者の誘導に取り組んでいただくことで、待機児童解消に向けた効果を最大限高めることができると考えております。

国民や法人に対して、制度自体の周知・啓蒙活動の一層の促進が課題となっております

従業員枠・地域枠の契約締結にあたり、企業主導型保育事業の制度に関する認知がなされておらず、企業主導型保育事業の説明から必要となるケースが多くございます。国としても今年度2万人上積みを行ったとおり、目玉の制度であることから、制度の周知・啓蒙活動の一層の促進が必要であると考えております。

企業主導型保育事業に関する告知活動は様々なところで実施されておりますが、復職に障壁が生まれるなど実際の問題に直面するまでアクションがなされないケースが多くございます。その為、コマーシャルの実施などによる露出機会を増やすことで国民・法人への認知度を高めていくことが必要と考えております。

地域枠受け入れ上限（50%）の早期撤廃が望まれております

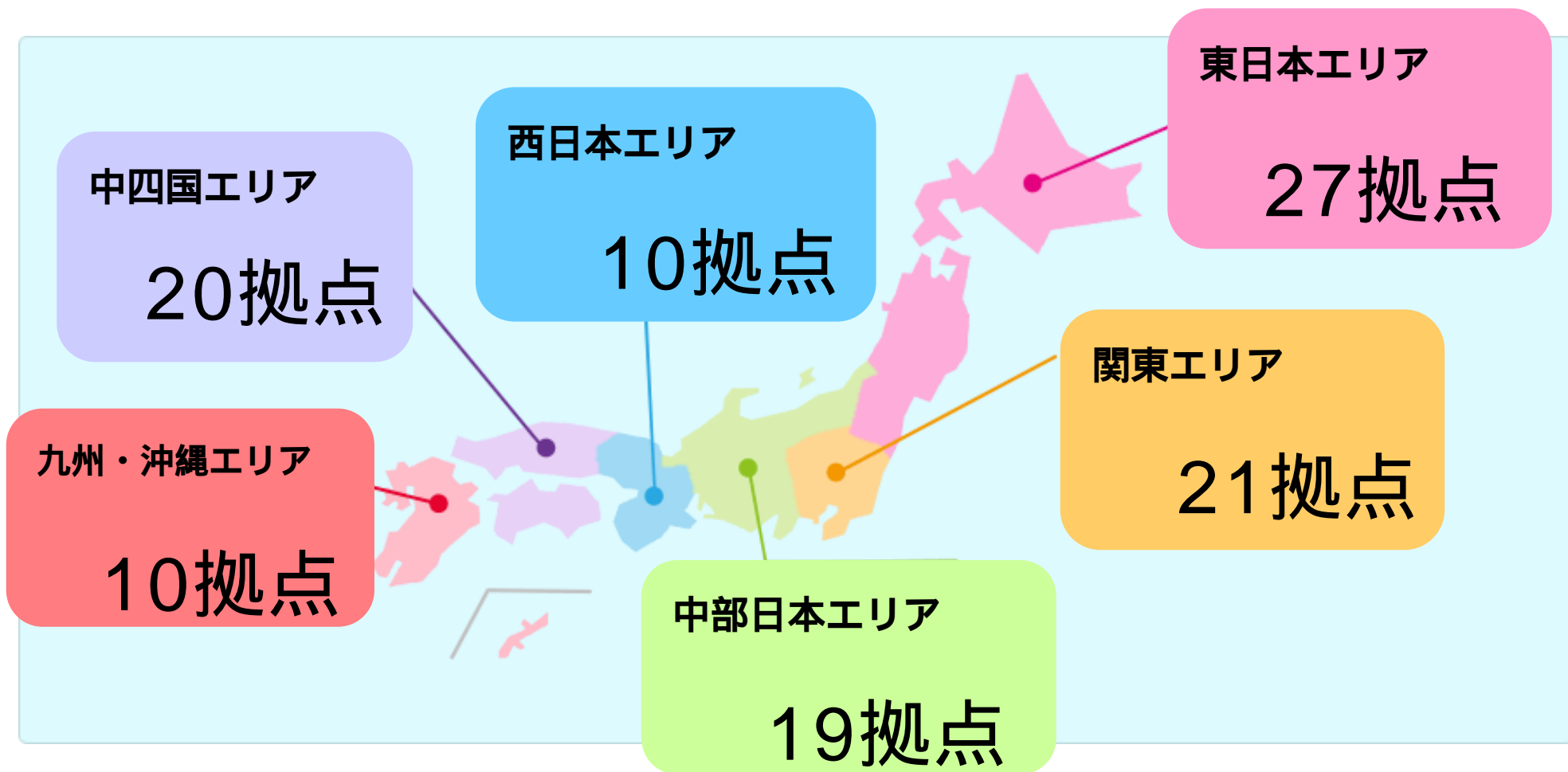
従業員枠に空きが出た場合、当該従業員枠の空き枠を活用して地域枠50%の上限を超えた地域枠対象者の受け入れを可能とする旨が既に「子育て安心プラン」で公表されております。しかし、具体的な運用基準が示されておらず、地域枠の50%を超えた受入れが行えないため、整備した保育所を最大限に生かす機会を損失している状況にあります。

地域枠は早い段階で満定員で推移しており、従業員枠は埋まっていない傾向にあります。保育所としては満員でないにも関わらず、新規に地域利用者を受け入れることができないため、利用者の要望に添えない状況となっております。受け入れ上限50%の撤廃による運用が開始されることで、保育所をより柔軟に活用できるなどメリットが大きいと、是非とも早期運用して頂くことを希望しております。

1 . 会社概要	．．．．	P . 2
2 . 企業主導型保育事業の取組み	．．．．	P . 8
3 . 認可保育所・小規模保育事業の取組み	．．．．	P . 1 3

認可保育所・小規模保育所の取組み（全国MAP）

全国で107保育所の運営（開所予定含む）



2017年10月1日現在

認可保育所・小規模保育事業の開設までの流れ

保育ニーズのヒアリング

株式会社の参入可否の確認

待機児童・設置希望エリア等の保育ニーズのヒアリング

保育所設置・運営に関する整備費・運営費の確認

物件探索・提案

保育所として適合する物件の探索

探索した物件の調整・申請

近隣説明・工事

近隣住民等への保育所設置に関する説明

保育所新設に向けた工事の実施

保育所の開所準備

認可申請の手続き実施

保育士等保育所スタッフの採用・研修

必要物品の購入・納品

利用希望児童に向けた保育所の告知

保育所の運営

保育サービスの提供

市区町村に向けた運営費（公定価格等）の請求

現在の制度に関する問題点について

株式会社等の法人形態による参入規制があります

保育所を新設し、待機児童対策を行っていく目的は同じであるものの、各市区町村において、株式会社の新規参入を受け付けていない自治体が存在します。また、認可保育所では参入を認めないが、小規模保育事業であれば参入を認めるなど、サービス種別により参入規制を設けている自治体が存在するなど、取り扱いにばらつきが存在しております。

株式会社であっても、運営基準・経理基準等の各種取り決めにより、適切な運用が求められております。待機児童解消に努める最終的な目的が同じであることから、株式会社であること等の法人形態による参入規制の撤廃が必要であると考えております。

待機児童の解釈基準について自治体によりばらつきがあります

今年度より、新しい待機児童のカウント基準に変更がなされております。来年度からは全自治体が対象となりますが、依然として一部考え方に自治体の裁量が残されており、全ての自治体が統一の基準で待機児童の集計を行い、実情が反映された待機児童数であるか、確認が必要な状況にあります。

自治体の判断により待機児童数が変動する可能性があり、待機児童が少なく公表される恐れがあることから、実際に保育所への入園を希望している方の実態を反映できるよう、待機児童の基準の適用に関して、徹底をお願いしたいと考えております。

保育所新設に係る補助金について法人形態により、支給されないケースがあります

認可保育所を新設するにあたり支給される補助金について定められている「平成29年度保育所等整備交付金の交付について」においては、株式会社は「市町村が認めた者」に分類されており、社会福祉法人などと比較して支給が認められるまでにハードルが設けられております。

待機児童解消を目的として整備することから、同一の基準で整備された保育所であれば同一の補助金が支給されるよう、法人形態による補助金支給基準が撤廃されることが望ましいと考えております。

現在の制度に関する問題点について

社会福祉法人会計による事務手続きの煩雑化が発生しております

株式会社等の法人形態で参入した場合も、社会福祉法人会計に準ずる経理処理が求められており、経理処理方法も自治体ごとに異なっております。また、決算書においても、株式会社の設置認可の要件において、損益計算書、貸借対照表（流動資産、流動負債のみ）等、定められているものの他に社会福祉法人会計独自の書類も求められる自治体もございます。

自治体へ提出する決算書フォーマットの統一を行うことで、株式会社における会計処理が効率化できると考えております。また、自治体の指導監査においても、同基準での会計監査を行っていただくことができると考えます。

運営費の弾力運用・前期末繰越金等の使途範囲に関する制限について、自治体によりばらつきがございます

保育所運営に関する経理処理を適切に行ったうえで、残された運営費について一定の基準をクリアすることで弾力運用または前期末繰越金として、他の保育所新設に費用などに充当できることとされておりますが、自治体の判断が必要であるため、自治体に応じては実際は活用できていないケースが発生しております。

新規に保育所を開設していくうえで、初期投資費用は必須の経費となります。補助金を受給した場合においても、全額支払われることはないため、初期投資費用をまかなううえで、法人本体からの借入れに関する費用は認められていないものの、銀行からの借入れの返済は認められており、費用調達が困難な状況にあります。

また、前期末繰越金の取り崩しについて、社会福祉法人は自治体との協議なく取り崩すことができますが、株式会社においては協議が必要となっております。

上記弾力運用または前期末繰越金の活用が推進されることで、より積極的な更なる保育所の整備が可能になると考えております。

公定価格の請求に係る様式、必要書類等について、自治体によりばらつきがございます

国が定めた公定価格に関する請求書が自治体によって様々な書式となっております。同じ年齢の児童を入力する際においても、様々なフォーマットであることから、業務が煩雑化しております。また、システム化にあたってフォーマットの差異がハードルになっていると考えております。

公定価格は国が定めた基準での支払いとなるため、全国统一フォーマットでの運用が可能であると考えております。全国统一のフォーマットを導入することで、業務効率化・事業者のICT導入などを行うことができ、将来的な公定価格の請求のシステム化も可能になると考えております。